

第1章 東京農業のいま

第1章 東京農業のいま

1 東京農業をめぐる社会情勢の変化

(1) 都市農業・農地に関する施策の変化

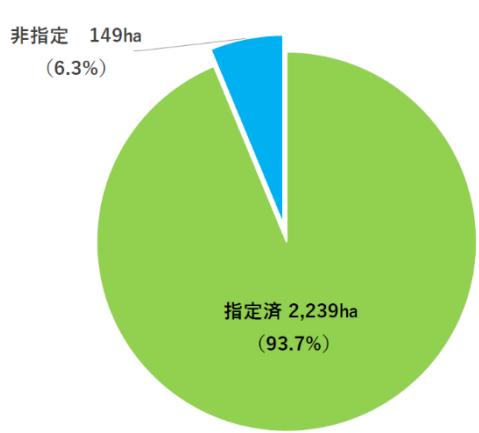
国は、平成27年に都市農業振興基本法を制定し、都市における農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく方向転換しました。さらに、同法第9条に基づいて「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農業振興に不可欠な“担い手の確保”及び“土地の確保”的2つの観点から新たな施策の方向性を提示するとともに、本格的な農業振興施策を講ずる方向に舵を切り替えていく必要があるとしました。

また、平成29年には生産緑地法を一部改正し、生産緑地指定後30年としていた税制特例措置²⁾を10年単位で繰り返し延長可能とする「特定生産緑地」制度を創設しました。都内の生産緑地のうち約8割は平成4年に指定を受けており、令和4年にその指定期限を迎えるために生産緑地の大幅な減少が危惧されていましたが、9割以上が特定生産緑地へ移行しました。

コラム：特定生産緑地への移行について

特定生産緑地制度とは、生産緑地と同様に農地として管理していくことが義務付けられる一方、税制特例措置が10年延長される制度です。指定期限を経過する前であれば、繰り返し10年の延長が可能です。

生産緑地は指定後30年を経過すると税制特例措置の適用がなくなるため、東京都では、区市や農業委員会、東京都農業会議（以下、「農業会議」という。）、農業協同組合と協力し、農業者に対して特定生産緑地への移行を促してまいりました。その結果、平成4年指定の生産緑地の約94%が特定生産緑地に移行しました。



特定生産緑地の指定状況
(令和4年11月30日現在)

■ 平成4年に指定した生産緑地（2,388ha）の特定生産緑地の指定状況

出典：東京都都市整備局調べ

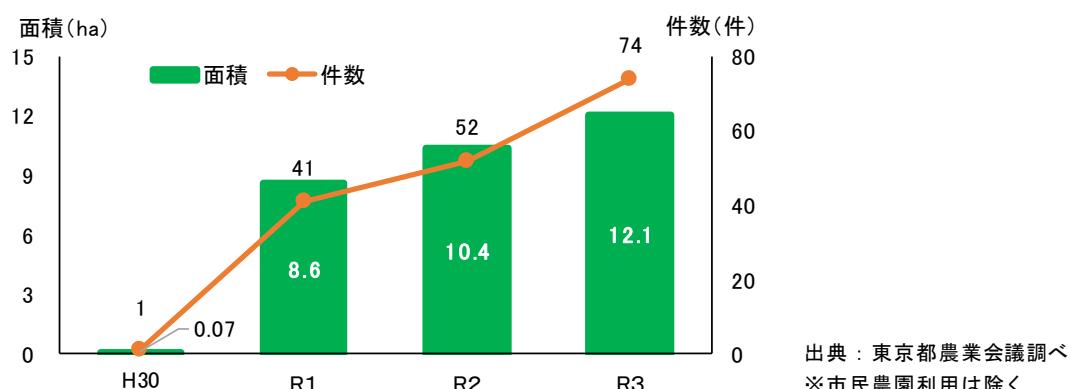
2) 税制特例措置：固定資産税が農地課税となり、相続税の納税猶予制度が適用される措置。

平成 30 年には都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、「円滑化法」という。）が制定されるとともに、税制改正が行われ、円滑化法に基づいて生産緑地を貸借した場合には、相続税の納税猶予措置を継続することとされ、生産緑地の円滑な貸借が可能となりました。この結果、生産緑地の貸借は増加傾向にあります。

都市農業の振興と農地保全に関する国の制度改正が相次いで行われたことにより、都市農業を安定的に継続できる環境が整いつつあります。

また、気候変動や生物多様性の低下等、食料システムをとりまく環境が変化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、「みどりの食料システム法」という。）が令和 4 年 7 月 1 日に施行されました。生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組の推進が求められています。

都市農地貸借円滑化法による貸借の実績*



コラム：全国初！円滑化法による生産緑地の貸借第 1 号が都内で誕生！

円滑化法に基づき、全国に先駆けて日野市で生産緑地の貸借第 1 号が誕生しました。

借受者は農外からの新規就農者で、「都市部で農業がしたい」と考え、他県の農業法人や都内のトマト生産者の下で技術の習得に努めていました。そして平成 31 年 3 月、出身地である日野市や農業委員会等の支援により、約 20a の生産緑地の貸借が実現しました。



トマトの施設栽培に取り組む新規就農者

(2) 東京農業を取り巻く情勢

① 新型コロナウイルス感染症による影響

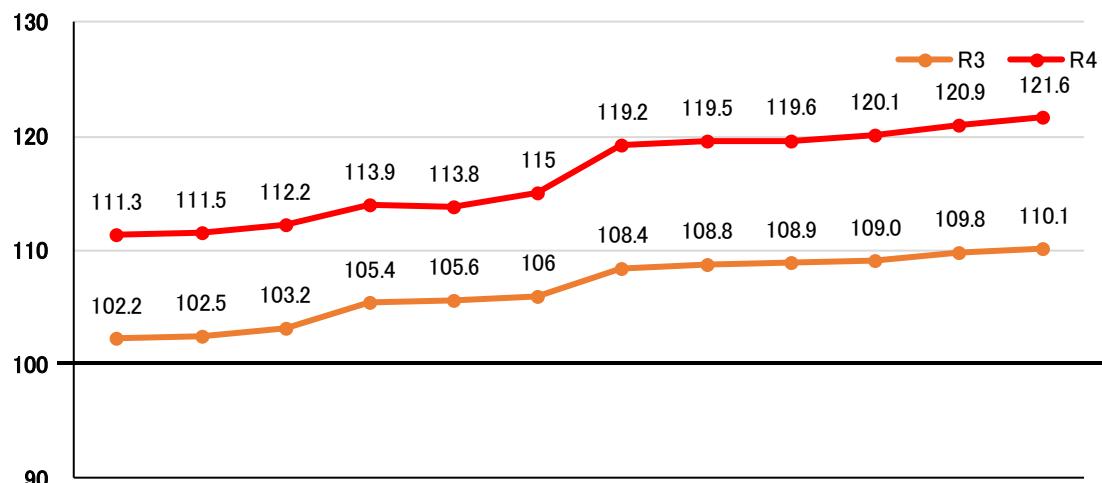
国際的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会経済や私たちのライフスタイルに大きな変化をもたらしました。東京農業においても、学校の休校や外出自粛、インバウンドの減少等により、給食や飲食店向けの農産物の需要が減少する一方、密を避ける購買行動により都内各所の農産物直売所の売上げが増加しました。

また、テレワークを始めとした新しい働き方の定着に伴い、ボランティアや趣味として農作業に関わる方が増えるなど、都民の「農」への意識が変化しつつあります。

② 世界情勢の変化

ウクライナ危機などの世界情勢や、原油価格の変動などの影響を受け、化学肥料、飼料、燃油等の農業生産資材が高騰しています。生産コストが上昇する一方で、農畜産物価格への転嫁は難しく、農業や畜産業の経営に深刻な影響を与えています。

農業生産資材の資材価格指数（令和2年の年平均価格を100とした場合）



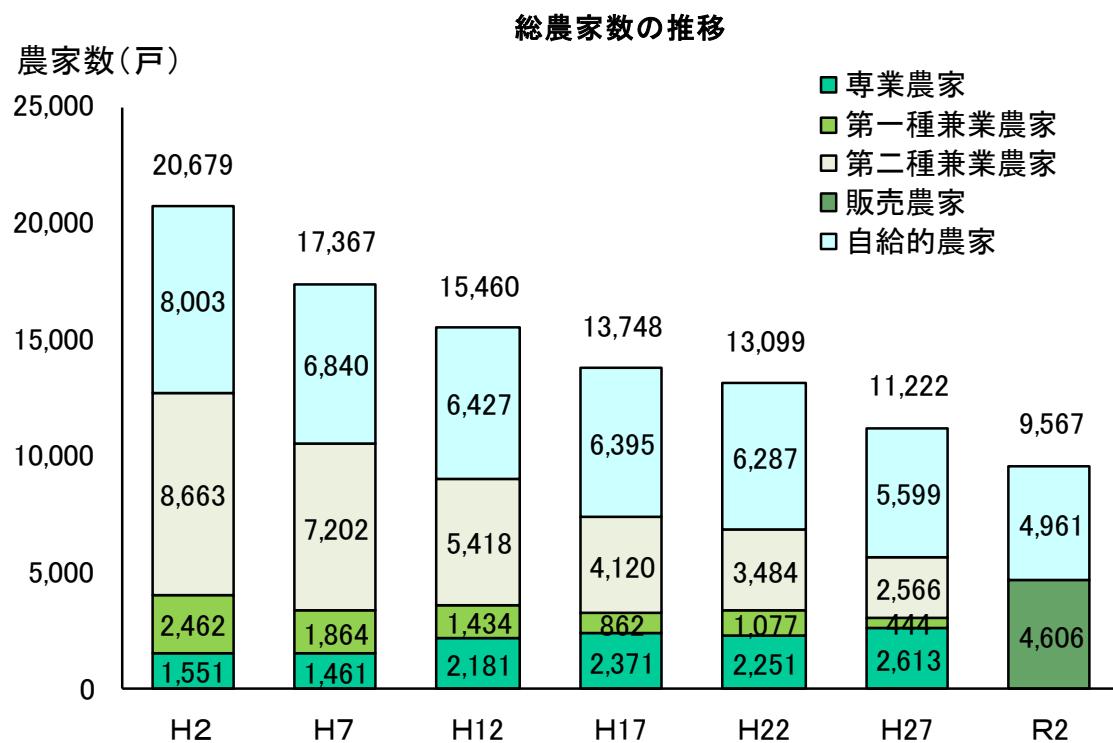
出典：農林水産省「農業物価統計調査」

2 東京農業の現状と課題

東京農業は、相続に伴う農地の減少や農業者の高齢化、担い手の不足、資材の高騰など厳しい経営環境に置かれています。一方で、農外からの新規就農者が増加するなど新たな動きがでてきており、意欲ある農業者が中心となって、地域の特性を活かした特色ある農業を展開しています。

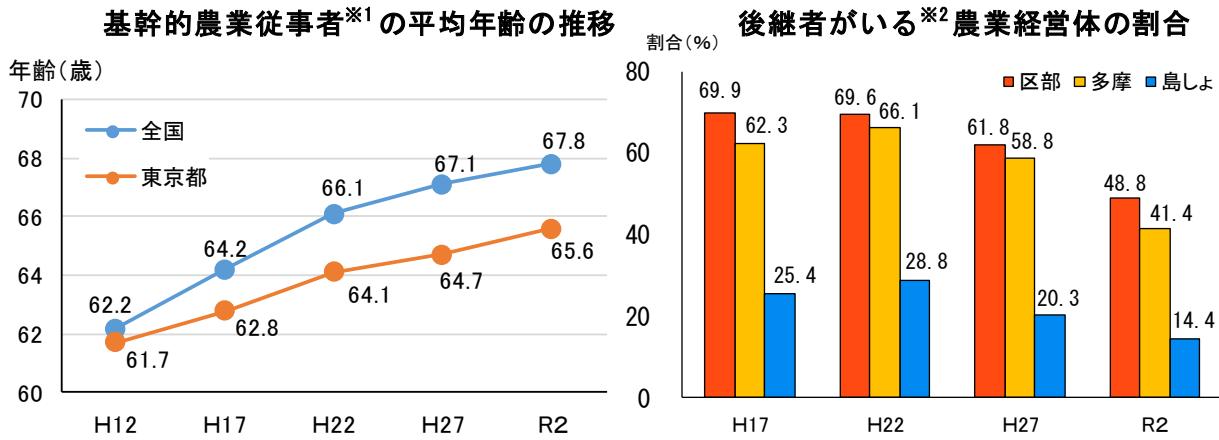
(1) 担い手の減少と新たな就農者

東京都の総農家数は令和2年に9,567戸となり、調査開始以来、初めて1万戸を割り込みました。この30年でほぼ半減、10年間で27%減少しています。また、農業者の平均年齢は65.6歳で、10年間で1.5歳上昇と高齢化が進行しています。後継者がいる農業者の割合も低下しており、将来の営農継続への大きな不安要素となっています。



出典：農林業センサス

※令和2年の構成割合は、自給的農家と販売農家
(専業農家、第一種・第二種兼業農家を含む)を対象



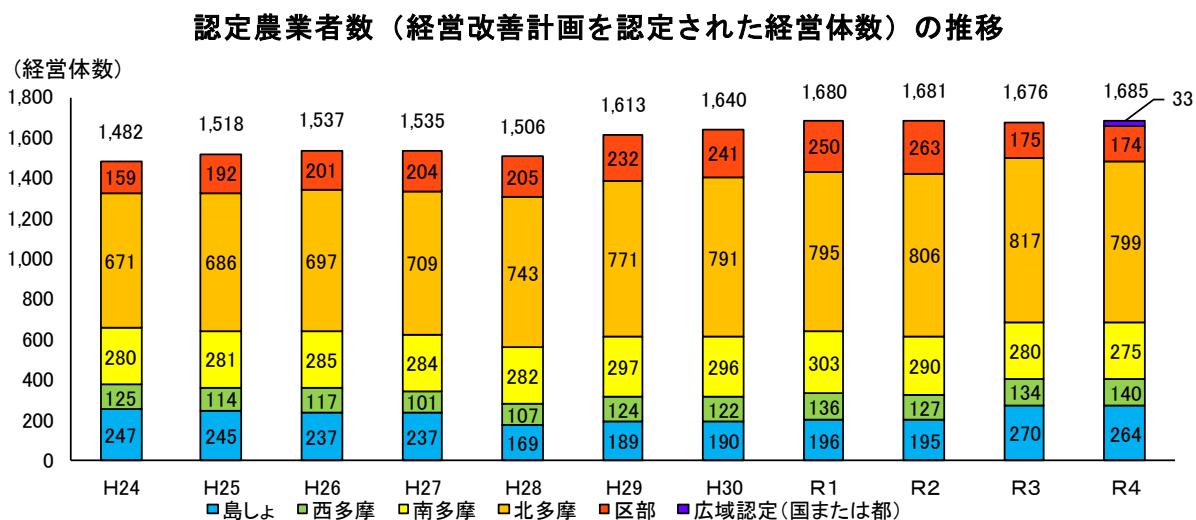
出典：農林業センサス

※1 15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者

※2 平成27年までの後継者とは、センサス調査時点で満15歳以上であり、次の代でその家の農業経営を継承することが確認されている者（予定含む）

令和2年の後継者とは、5年内に農業経営を引き継ぐ者（予定含む）

しかし、東京の農業者の多くは高い農業技術を持ち、農産物の加工や販路の開拓、農家の特徴を活かしたブランド化など、創意工夫に富んだ経営を展開しています。区市町村の認定や国・都による広域認定を受けて経営改善に取り組む認定農業者は、令和4年3月末現在で1,685経営体となっており、農家数が減少する中、10年間で11%増加するなど、地域の農業を支える中核的存在として期待されています。



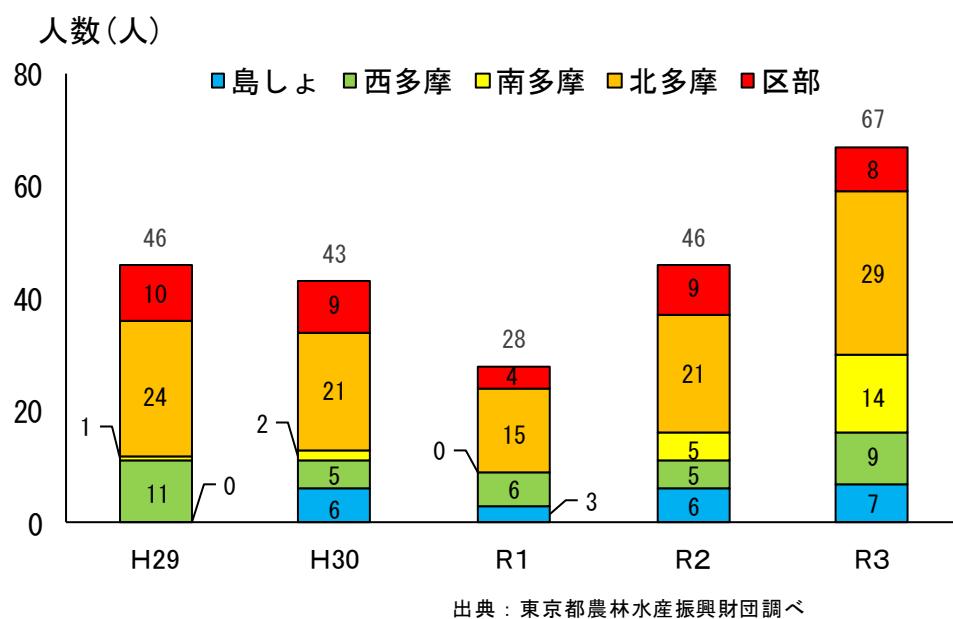
出典：東京都産業労働局調べ

また、消費地に近い「東京ならでは」の農業を目指して、都内の農地を借りて農業を始める農外からの就農希望者が増え、新たな担い手としての期待が寄せられています。

さらに、近年では、雇用を伴う農業法人等が増えつつあります。農業法人に雇用されて農業に携わる雇用就農は、将来の新規就農者として東京農業の新たな担い手となることが期待されます。

加えて、農業に強い関心を持ち、農業者の作業を手伝うことで東京農業を応援する援農ボランティアの数が増加しており、各地域で活躍しています。コロナ禍以降はテレワークの普及等により都市住民の働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、半農半X³⁾など、都民が様々な形で「農」に関わり、多様な支え手が活躍できる環境づくりが求められています。

新規就農者数の推移



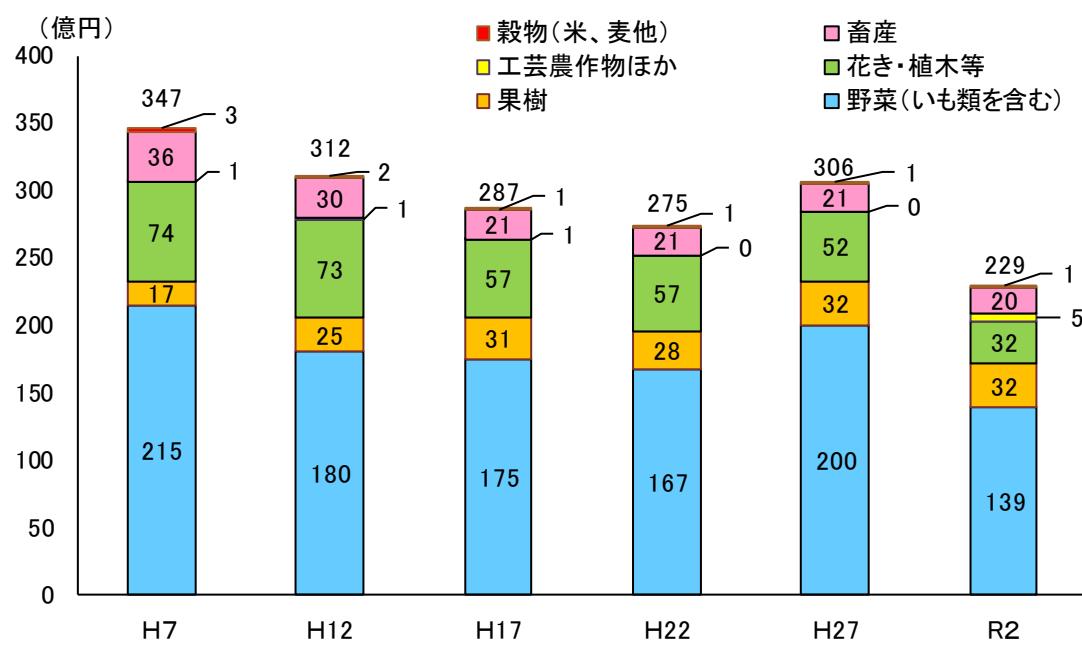
3) 半農半X：農業と農業以外の職業を組み合わせて従事することにより、所得を確保する者のこと。

(2) 伸び悩む農業生産額

東京都の令和2年の農業産出額は229億円であり、10年前と比較して約17%減少しました。

都はこれまで、狭小な農地においても稼ぐ農業を実践できるよう、施設整備の支援等を通じて生産性の向上や効率化を図ってきました。今後は、東京農業の特性に合ったスマート農業技術を現場に普及し、農業者の収益力の向上に結び付けていくことが大きな課題となっています。また、流通段階においても、物流の効率化を一層進めていくことが求められています。

農業産出額の推移

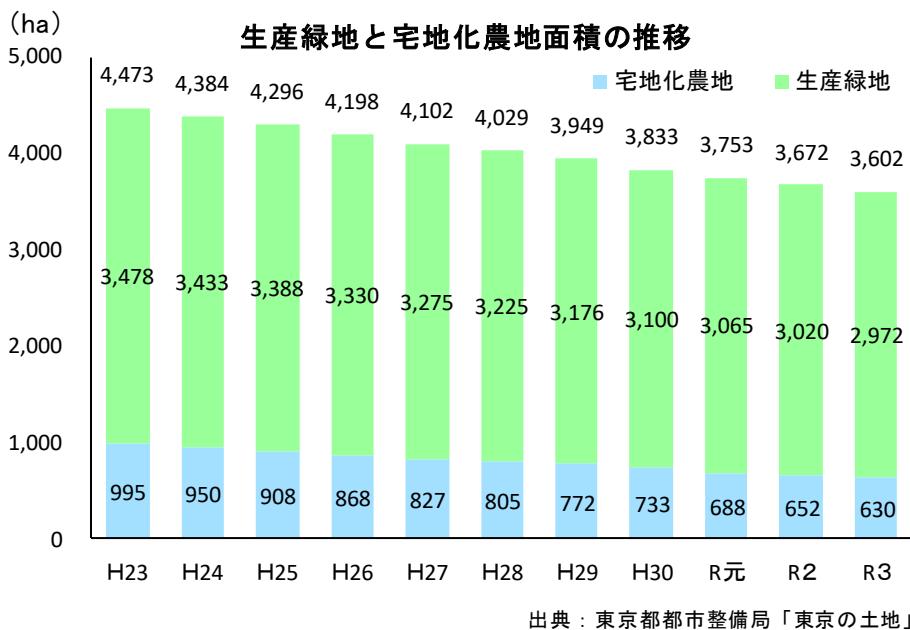
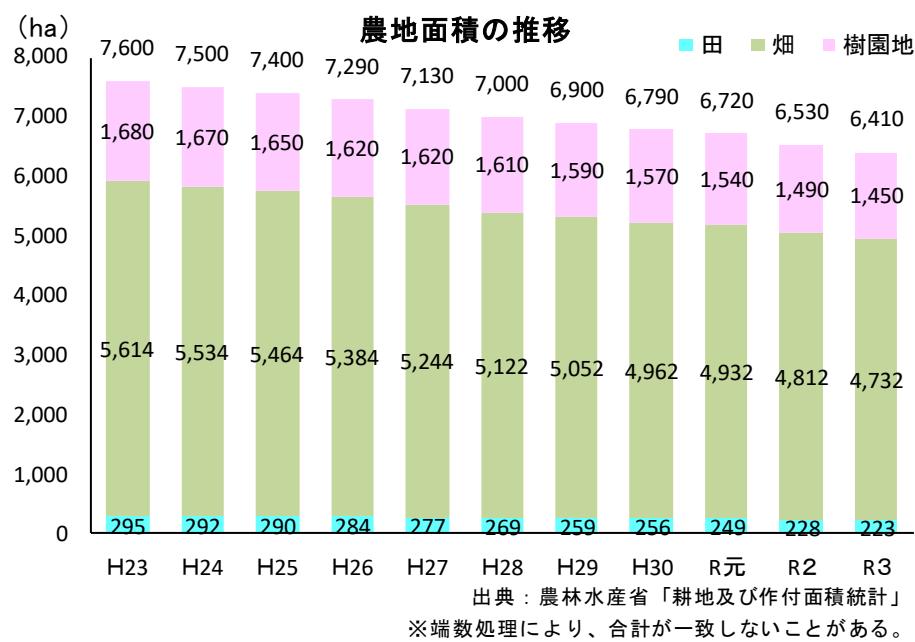


出典：東京農林水産統計年報・関東農林水産統計年報 生産農業所得統計

(3) 農地の減少

都内の農地は、相続などを原因として年々減少を続けています。

令和3年の農地面積は 6,410ha であり、平成 23 年からの 10 年間で 1,190ha (減少率 15.6%) の農地が失われています。市街化区域では 871ha(減少率 19.5%)、市街化調整区域では 319ha (減少率 10%) の減少であり、特に市街化区域での減少が顕著となっています。一方、市街化調整区域では、農地の減少に加え、遊休農地の増加が懸念されています。



(4) 地産地消の広がりと持続可能な農業への転換

都内で生産される農産物は、卸売市場を通じた流通のほか、量販店への契約出荷や直売など、多様なルートで都民に供給されています。近年は、新鮮で安全安心な農産物へのニーズが高まっており、各地で共同直売所の設置が進むとともに、農業者の庭先での直接販売も盛んに行われています。

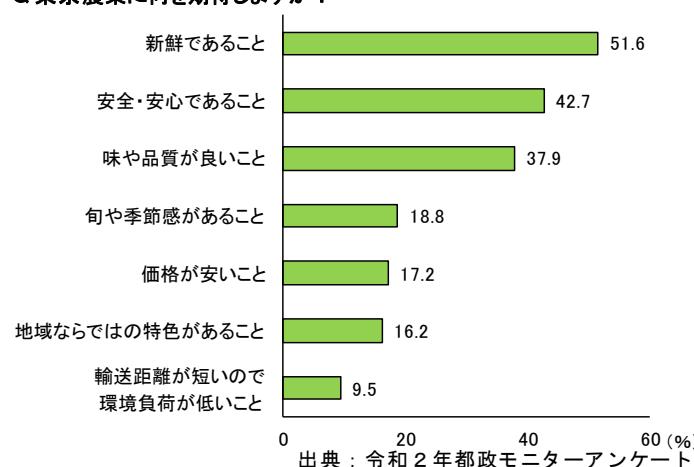
農地のない区部でも都内産農産物を求める声は高く、都心部での定期的なマルシェの開催などによる野菜販売が好評を博しています。

また、消費者の身近にある農地で農産物を栽培する東京農業では、環境と持続可能性に配慮することが重要です。持続可能な農業の推進に向けて、より多くの農業者に環境保全型農業の取組を促すとともに、技術的な支援を強化していくことが必要です。

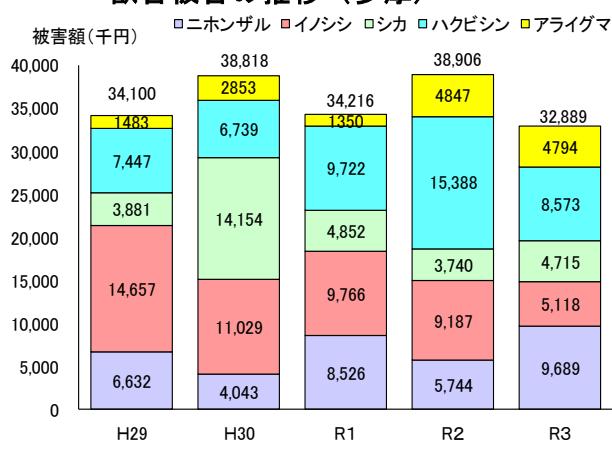
さらに、有害鳥獣による農業被害は深刻であり、従来のサルやイノシシに加えて、都市部においてもハクビシンやアライグマ等による被害が発生しています。

東京の農業・農地に対する都民の意向

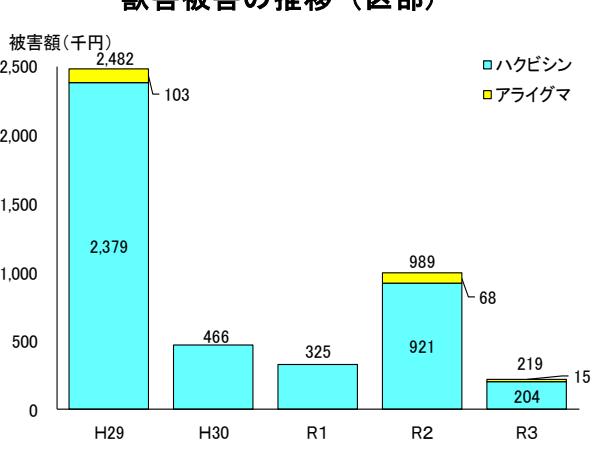
Q 東京農業に何を期待しますか？



獣害被害の推移（多摩）



獣害被害の推移（区部）



(5) 地域ごとの農業振興

東京都では、都市地域や都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など、それぞれの地域の特性を活かした特色ある農業が営まれています。

① 都市地域

都市地域では、コマツナやトマトなどの施設栽培により、狭小な農地を最大限に活用した収益性の高い農業が営まれています。

また、消費地に近いという利点を活かし、直接販売や農業体験農園などの取組が行われています。今後は、農地の一層の有効活用を図るとともに、防災機能など農地の多面的機能をさらに発揮する取組の促進が求められています。

② 都市周辺地域

都市周辺地域には比較的広い農地があります。露地や施設を組み合わせながら、地元の直売所や庭先などで販売する旬の野菜類や果樹、花き、植木など、多様な農作物が生産されています。また、酪農や養豚、養鶏といった畜産業も営まれています。

今後は、収益力の向上を図るとともに、農地の効率的な利用に向けて、貸借のさらなる促進が求められています。

③ 中山間地域

中山間地域では、ワサビやジャガイモなど地域の特性を活かした農産物が生産されています。しかし、担い手の高齢化が進み、農地の遊休化が懸念されています。また、有害鳥獣による農業被害も深刻です。農産物運搬用モノレールなどの維持管理や老朽化した農業基盤施設の改修に加えて、都市住民との交流による地域の活性化なども課題となっています。

④ 島しょ地域

島しょ地域では、温暖な気候等を活かしたアシタバや切葉、熱帯果樹など、各島の特徴を活かした農産物の生産が盛んです。農業は基幹産業として重要な位置を占めるものの、人口減少と高齢化が進んでいることから担い手は不足し、農地の遊休化が課題となっています。各島では農業後継者を育成する研修センターなどを開設しており、島外からの就農者の確保と育成が急務となっています。

